

# 株 式 取 扱 規 則

三菱ケミカルグループ株式会社

# 株 式 取 扱 規 則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続（株主の権利行使に際しての手続等を含む。）及びその手数料については、本規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに口座管理機関（当社と当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の管理機関を含む。）である証券会社及び信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 本会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次の通りとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

(請求又は届出の方式)

第 3 条 本規則による請求又は届出は、本会社の定める書式によるものとする。但し、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第 23 条第 1 項に定める場合は、この限りではない。

2 前項の請求又は届出に保佐人又は補助人の同意を要するときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

3 第 1 項の請求又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

4 本会社は、第 1 項の請求又は届出が証券会社等及び機構、又は証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができる。

5 本会社は、第 1 項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができる。

6 本会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求又は届出を受理しない。

(証明書等の提出)

第 4 条 本会社において必要と認めるときは、その請求又は届出が正当であることを証する書類又は保証書の提出を求めることができる。

## 第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

第5条 本会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。

2 本会社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。

3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

4 本会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録する。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

第6条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行う。

2 前項及び第13条に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

## 第3章 諸 届

(氏名又は名称及び住所)

第7条 株主等は、氏名又は名称及び住所を本会社に届出なければならない。

2 前項の届出又はその変更は、証券会社等及び機構を経由して、これを行わなければならない。但し、第5条第3項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等)

第8条 外国に居住する株主等は、前条第1項に定める届出とともに、日本国内に仮住所又は常任代理人を定めて届出なければならない。

2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

3 第1項の届出又はその変更は、証券会社等及び機構を経由して、これを行わなければならない。但し、第5条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法人等の代表者)

第9条 株主等が法人又は権利能力のない社団であるときは、第7条第1項に定める届出とともに、代表者1名の役職名及び氏名を届出なければならない。

2 前項の届出又はその変更は、証券会社等及び機構を経由して、これを行わなければならない。但し、第5条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、第7条第1項に定める届出とともに、代表者1名を定めてその氏名又は名称及び住所を届出なければならない。

2 前項の届出又はその変更は、証券会社等及び機構を経由して、これを行わなければならない。但し、第5条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第11条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、第7条第1項に定める届出とともに、法定代理人の氏名又は名称及び住所を届出なければならない。

2 前項の届出、その変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して、これを行わなければならない。但し、第5条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに定める届出のほか、本会社に届出をする場合には、本会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、又は証券会社等を経由して届出るものとする。但し、第5条第3項に定める場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して、これを行うものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 本会社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。但し、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

#### 第4章 単元未満株式の買取

(単元未満株式の買取請求)

第14条 100株未満の株式(以下「単元未満株式」という。)の買取の請求は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して、これを行うものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所における最終価格とする。但し、その日に東京証券取引所において売買取引がないとき、又はその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初にされた売買取引の成立価格とする。

2 単元未満株式の買取価格は、前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額とする。

(買取代金の支払)

第16条 本会社は、本会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に買取請求者に買取代金を支払う。

2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払う。

(買取株式の移転)

第17条 買取の請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続を完了した日に本会社の口座に振り替えられることにより、本会社に移転する。

## 第5章 単元未満株式の買増

(単元未満株式の買増請求)

第18条 単元未満株式を有する株主又は実質株主によるその単元未満株式と併せて1単元の株式となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨の請求（以下「買増請求」という。）は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を經由して、これを行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第19条 同一日に行われた買増請求の合計株式数が本会社の保有する譲渡すべき自己株式数（但し、本会社が特定の目的で保有している自己株式数を除く。）を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じない。

(買増価格の決定)

第20条 単元未満株式の買増単価は、第18条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所における最終価格とする。但し、その日に東京証券取引所において売買取引がないとき、又はその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初にされた売買取引の成立価格とする。

2 単元未満株式の買増価格は、前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額とする。

(買増請求の受付停止期間)

第21条 本会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間については、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他の株主確定日

2 前項の規定にかかわらず、本会社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増株式の移転)

第22条 買増請求をした株主（以下「買増請求者」という。）は、本会社所定の銀行預金口座に振り込むことにより買増代金を支払うものとし、本会社は、本会社が買増請求を受けた自己株式について、本会社が買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座に対する振替申請を行うものとする。

## 第6章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

- 第23条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）に係る受付票を添付して、これを行うものとする。但し、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
- 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第3項、第5項及び第6項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

- 第24条 前条第1項に定めるところにより株主提案権が行使されたとき、提出議案の次の事項について、400字を超える場合その他本会社はその全部を記載することが適切でないと判断する場合には、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。
- (1) 提案の理由
- (2) 取締役、会計参与、監査役及び会計監査人の選任に関する事項

## 第7章 手 数 料

(手数料)

- 第25条 本会社の株式取扱手数料は、無料とする。
- 2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

[沿革]

平 17. 10. 3	施 行
平 18. 5. 1	一部改施
平 21. 1. 5	一部改施
平 22. 1. 6	一部改施
平 25. 9. 26	一部改施
平 26. 1. 1	一部改施